

電気の環境配慮契約と RE100の取組について

環境配慮契約法の推進

○国等が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することにより、環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」が制定された。(平成19年5月)

国等における環境配慮契約の推進 (第3条)

「基本方針」の策定 (第5条)

- ・ 環境配慮契約の推進に関する基本的方向
- ・ 重点的に配慮すべき契約(電気、自動車(購入・賃貸借)、船舶(調達)、ESCO、建築設計、産業廃棄物)

国等の各機関
(第6, 8条)

基本方針に基づき環境配慮契約推進

環境配慮契約実績の取りまとめ

環境大臣による必要な要請 (第9条)

エネルギーの合理的かつ
適正な使用に努める

地方公共団体 (第4, 11条)

- ・ 契約方針を作成
- ・ 契約方針に基づき契約推進
- ・ 契約実績の取りまとめ

環境配慮契約推進の具体例



各府省等

基本方針に定められた方式に従った契約を推進



電気事業者

環境配慮契約法基本方針における電気の供給を受ける契約の基本的事項

前年度の下記の実績を点数制で評価し、70点以上の電気事業者に入札参加資格を付与

- ① 二酸化炭素排出係数(70点程度)
- ② 未利用エネルギーの活用状況(10点程度)
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況(20点程度)等

電気の供給を受ける契約【裾切り方式】

裾切り方式

電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示しており、前年度の下記の要素に関する実績を点数制で評価し、70点以上の小売電気事業者に入札参加資格を付与

① 二酸化炭素排出係数(70点程度)

② 未利用エネルギーの活用状況(10点程度)

③ 再生可能エネルギーの導入状況(20点程度)

+

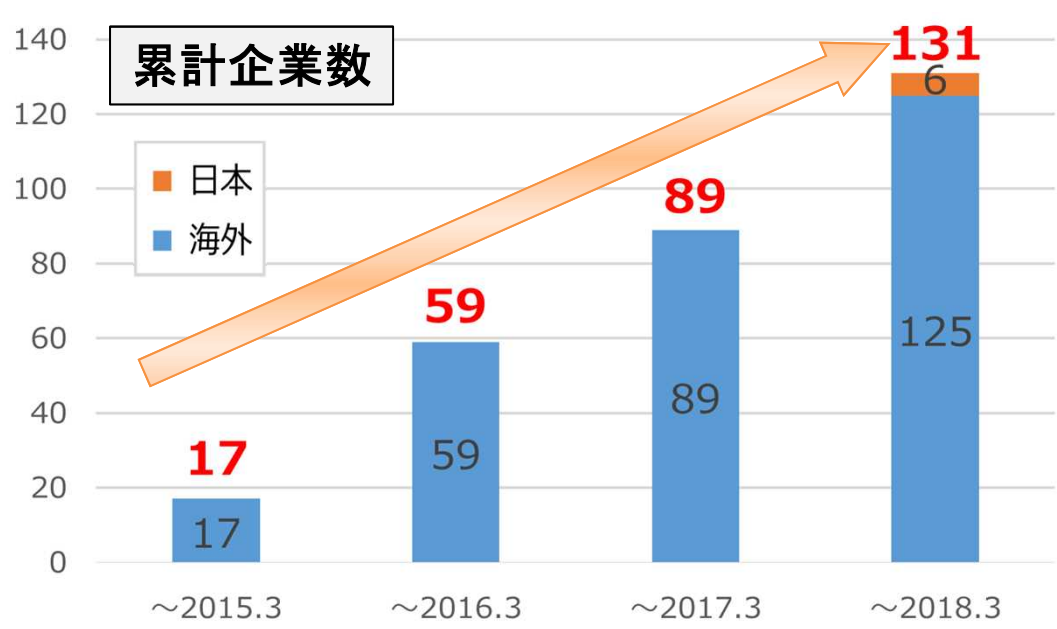
④ グリーン電力証書の譲渡予定量(10点程度)

⑤ 省エネルギー・節電に関する情報提供(5点程度)

RE100の取組について



- 2014年に結成した、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。
- 2019年1月19日現在、参加企業は**世界で161社、うち日本は13社**。
- RE100では、取組を進める上での中間目標として2020年度：30%、2030年度：60%、2040年度：90%が推奨され、最終的に2050年度までに100%達成を目指す。
- 2018年6月、環境省はRE100にアンバサダーとして参画。今後、**自らの庁舎や施設で再エネ導入に率先的に取り組み、また、その輪を広げる方針**。



※2019年1月21日までに161社(うち日本13社)まで拡大。

RE100へ参加している日本企業

リコー / 積水ハウス / アスクル / 大和ハウス工業
ワタミ / イオン / 城南信用金庫 / 丸井グループ
富士通グループ / エンビプロ・ホールディングス
ソニー / 芙蓉総合リース / コープさっぽろ

[出所]RE100ホームページ (<http://there100.org/>) より作成